

問 合 せ 先	健康福祉局介護保険課管理係 (504-2173)
	中区福祉課高齢介護係 (504-2478)
	東区福祉課高齢介護係 (568-7732)
	南区福祉課高齢介護係 (250-4138)
	西区福祉課高齢介護係 (294-6585)
	安佐南区福祉課高齢介護係 (831-4943)
	安佐北区福祉課高齢介護係 (819-0621)
	安芸区福祉課高齢介護係 (821-2823)
	佐伯区福祉課高齢介護係 (943-9730)

介 護 保 険 料 の 減 免

1 支援策の内容

介護保険料を減免します。

2 対象者・要件等

いずれかに該当する介護保険被保険者（第 1 号被保険者）

- (1) 災害により住宅や家財に著しい被害を受けた方
- (2) 失業や入院などにより、生計中心者の収入が前年より著しく減少し、生活が著しく困窮している方

3 手続の方法

区福祉課高齢介護係で申請を受け付けます。申請に必要なものは、次のとおりです。

- ・ り災証明書（上記 2 (1) に該当する方の場合。2 (2) に該当する方の場合は、2 (2) を証明する書類。）
- ・ 介護保険被保険者証又は介護保険料納入通知書（お手元にあれば）
- ・ マイナンバー確認書類（お手元にあれば）

4 減免の内容

減免期間：災害が発生した日の属する月から 1 2 か月以内

（※ 2 (2) を理由とした減免申請の場合、申請日の属する月から 6 か月以内とし、同一事由による再申請も可能です。ただし、減免期間は合計 1 2 か月以内です。）

減免内容：全額免除（上記 2 (1) に該当する方の場合。）

減額（上記 2 (2) に該当する方の場合。）

5 申請期間

上記 2 (1) に該当する方：災害が発生した日から 1 2 か月以内

上記 2 (2) に該当する方：区福祉課高齢介護係にお問い合わせください。